

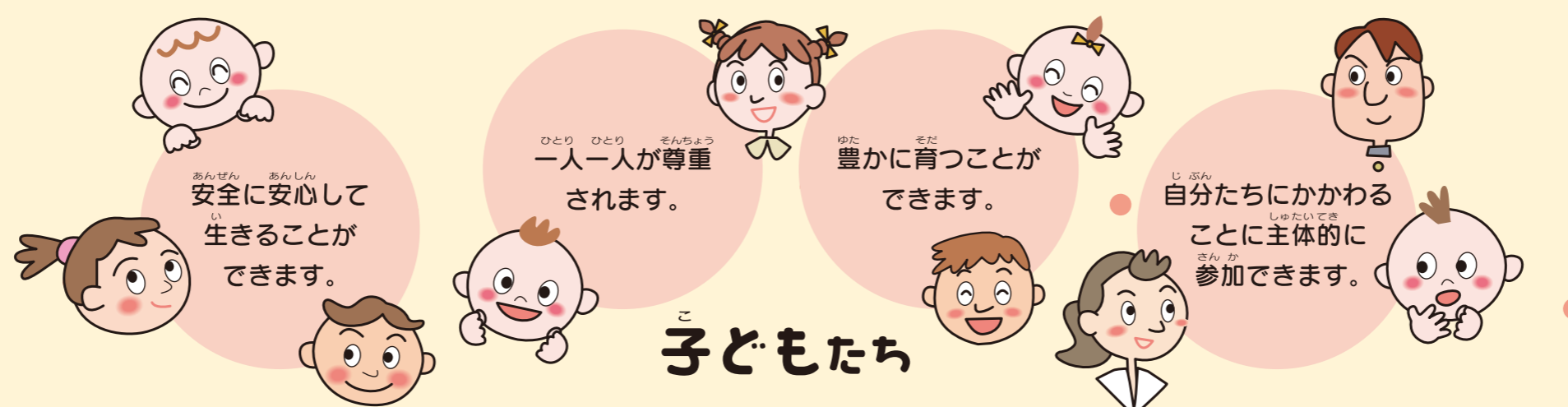
知ってる?

なごや子ども条例



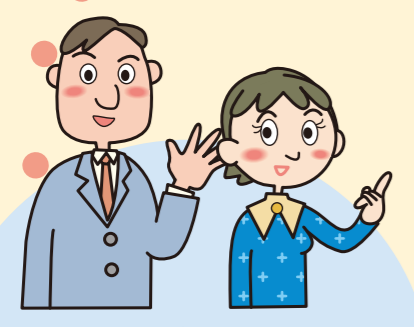
なごや子ども条例
マスコットキャラクター
なごっち

子どもは、一人一人がかけがえのない存在です。
すべての子どもが、大切にされ、自分の持っている力を伸ばしながら、いきいきと安心して健やかに育てほしい、そして未来の名古屋を担ってほしいという願いをこめて、平成20年4月、この条例(みんなの約束ごと)ができました。



こどもたち

みなで子どもを支えます。



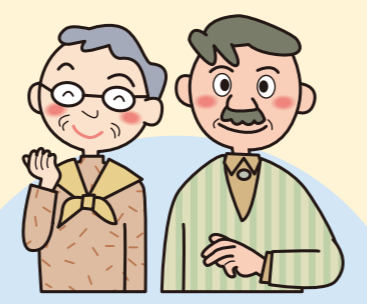
市

みんなと力をあわせて、子どもを
支えることができるよう
いろいろなことに取り組みます。



保護者

子どもの一番近くで、
家庭を大切に、
子どもを守り育てます。



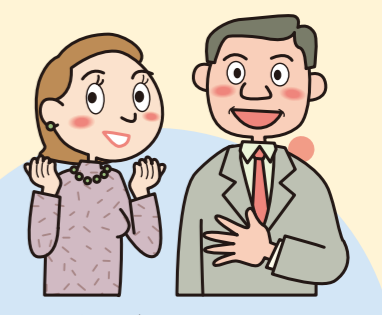
地域の人

子どもとのふれあいを大切に、
子どもとともに
地域の活動を進めます。



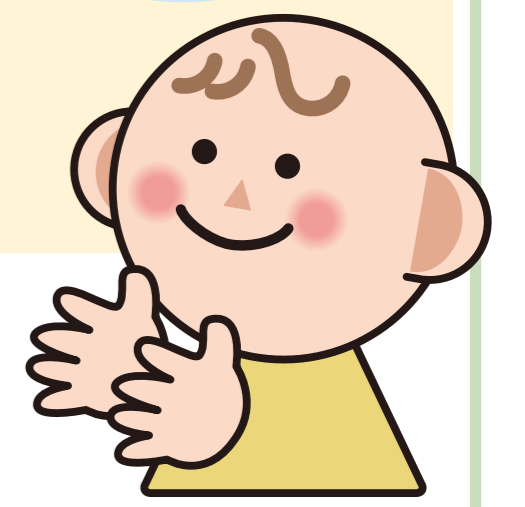
学校や施設の人

子どもの成長にあわせて、
子どもが主体的に学び、
育つことができるようにします。



事業者

信頼されるような事業活動をし、
また、従業員が子どもと一緒に
過ごす時間が持てるようにします。



名古屋市の取り組み

計画を立てて子どもを支える
ための取り組みを進めます。
みんなで話し合ってその取り
組みを進めます。
中心的な施設をととのえます。

いじめなどが起こらないよ
うにしたり、助けたりするた
めに必要なことをします。

子どもが健やかに
育つよう子どもを
支えます。

子どもが安心して暮
らせるように子育て
家庭を支えます。

子どもが参加して、
意見を言える機会
をつくれます。

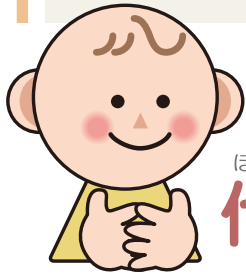
子どもに関係のあ
る取り組みは一緒
に進めます。

子ども条例をみ
んなに広く知ら
せます。



あなたの近くにいる人が
うれしいとあなたもうれしく
なったことはないかな。

何か悩んでいると
助けてあげたいと
思ったことはないかな。



自分を大切にするのと同じように、
他の人を思いやることも大切だよね。

日本は、1994年、「児童の権利に関する条約」(子どものために世界の国々が集まって決めた約束ごと)の仲間に入りました。この条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利(すべての子どもがあたりまえに持っている、守られなければならないこと)を定めています。なごや子ども条例では、この条約を基に子どもにとって大切な権利を定め、それを守るとしています。

問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局企画経理課(市役所本庁舎2階)

〒460-8505 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

電話:(052)972-3801 FAX:(052)972-4437

電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

